

輸出先の規制に対応した農畜水産物のモニタリング検査緊急支援事業【令和6年度補正予算額 50百万円】

<対策のポイント>

輸出先国の規制に対応した輸出環境整備を通じて、輸出産地・事業者の輸出可能性を高めるため、輸出先国から求められる規制に対応・適合することが課題。このため、**輸出先国・地域が求める農畜水産物の残留農薬等のモニタリング検査**について、これらの検査に要する経費を支援します。

<事業目標>

米国及びEU向けの畜水産物の輸出額の拡大（772億円〔2025年まで〕）
農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

輸出先国・地域が求める農畜水産物に対する国内での残留農薬、動物用医薬品、汚染物質等の残留物質のモニタリング等の検査等に係る経費を**定額**で支援します。

1 農畜水産物モニタリング検査

農畜水産物の残留物質のモニタリング等に係る検査費用や送料、資材費用等について支援します。

- ① 畜産物モニタリング検査
- ② 水産物モニタリング検査
- ③ 農産物モニタリング検査

2 民間獣医師の活用

モニタリング検査の実施に係る検体採取について、自治体の獣医師の負担軽減等を目的として、民間獣医師による実施を認めている。その委託費用について支援します。

<事業の流れ>



EU等から農畜水産物の農薬、動物用医薬品等の残留物質モニタリング等検査の要求

国による残留物質等モニタリング計画の作成等

計画に基づいた残留物質モニタリング等検査の実施

国の公的管理の下、残留物質等モニタリング検査の実施により、引き続き、輸出ができるステータスを維持



モニタリングに係る検査等に要する経費について、民間団体等に対して支援（**定額**）

